三原市立糸崎小学校生徒指導規程

＜目的＞この規定は、本校の教育目標を達成するためのものです。このため、児童が自主的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものです。

1　登校・下校についての指導

（1）地域担当、担任、保護者と連携をとり、登下校のきまりが守られるように指導します。連続してきまりが守られない場合は、必要に応じて家庭に連絡し、指導します。

（2）3 日以上連続して遅刻、又は週の 3 日以上遅刻した場合は、家庭に連絡し、遅刻しないように指導します。

2　服装・持ち物についての指導

（1）担任が持ち物、服装についての指導を定期的に行います。不用物を持って来た場合は、学校で預かり、下校時に返却して保護者に連絡します。また、必要に応じて全体指導を行います。

（2）不要物の持参が続く場合は、保護者とともに学校に来てもらい、指導します。

3　携帯電話についての指導

（1）携帯電話を学校に持ち込むことは、禁止します。携帯電話を学校に持ち込んだ場合は、学校で預かり保護者に連絡して取りに来てもらいます。その際、児童も学校に呼び指導します。（どうしても持ち込まなければいけない場合は、学校にご連絡ください。）

4　校区外・帰宅時刻についての指導

（1）校区外に遊びに行くことは、原則禁止します。保護者の許可なく、校区外に出た場合は、保護者と連絡を取り、指導します。

（2）帰宅時刻を守るように指導します。（３月～９月は午後６時、１０月から２月は午後５時）連続して帰宅時刻が守られない場合は、保護者と連絡を取り、指導します。

5　自転車の乗り方についての指導

（1）自転車に乗る場合は、交通ルールを守り、安全に乗るよう指導します。１・２年生の自転車の使用は、原則として保護者同伴とします。自転車の乗り方のきまりが守られない場合は、保護者と連絡を取り、指導します。

6　授業妨害、エスケープ、外出についての指導

（1）授業妨害、エスケープ、無断で校外に出ることがあった場合は、保護者に連絡し、指導を行います。

7　問題行動についての指導

（1）校内での問題行動（児童間暴力、対教職員暴力、いじめ、器物破損、窃盗、授業妨害等）があった場合は、保護者に来校してもらい、状況の説明及び指導をします。関係機関とも連携します。

（2）校外での問題行動（窃盗、夜間徘徊等）があった場合は、保護者に来校してもらい、状況の説明及び指導をします。関係機関とも連携します。

（3）問題行動を起こした場合は、担任、生徒指導担当、その他複数の教職員で本人に事実関係を確認し、自分の行動を振り返らせる指導をします。必要に応じて関係機関と連携を取り指導します。また、保護者に来校を求め、学校の指導に対する協力をお願いします。